



委員会発議第 5 号



かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和5年9月26日提出

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信 様

提出者 かすみがうら市議会政治倫理条例に関する
調査特別委員会 委員長 設 楽 健 夫

提 案 理 由

本改正案は、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例と令和5年6月30日に施行されたかすみがうら市長等の政治倫理条例との整合性を図るとともに、同条例に規定のある、専門的知識を有するかすみがうら市政治倫理審査会に調査を求めることにより、専門的かつ効率的な調査を行うため。

また、明記されていなかった、議員が議長に調査を請求する際の手続きと要件を明確にするため提案するものである。

なお、この条例は、公布の日から施行するものである。

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を改正する条例

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例（令和5年3月31日条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第5条に規定するかすみがうら市議会議員政治倫理審査会に出席し、」を削る。

第5条から第6条を削る

第7条の見出しを「調査請求権」に改め、第5条とし、同条第2項を「議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。」から「議員は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の3分の1以上の議員の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。」に改め、次の2項を加える。

3 議長は、第1項又は第2項の請求を受けたときは、調査請求書及び添付資料の写しを10日以内に市長に送付し、調査を求めなければならない。

4 市長は、議長から調査請求書及び添付資料の写しを受けたときは、速やかにかすみがうら市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に調査を求めなければならない。

第8条を削る。

第9条第1項中「第7条第2項及び」を削り、「議長」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。

第9条に次の1項を加える

3 議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して10日以内

に、その写しを請求者に送付しなければならない。

第9条を第6条とする。

第10条を第7条とする。

第11条第1項中「議長」を「議員」に改め、「当該議員が」を削り、同条を第8条とする。

第12条を第9条とする。

第13条を第10条とする。

附則3項中「第11条」を「第8条」に改め、次の一項を加える。

4 この条例は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、<u>第5条に規定するかすみがうら市議会議員政治倫理審査会に出席し、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</u></p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。</p>
<p><u>(議会議員政治倫理審査会の設置)</u></p> <p><u>第5条 議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会にかすみがうら市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。</u></p> <p><u>2 審査会は、当該審査が終了するまで存続する。</u></p> <p><u>3 審査会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p><u>4 委員は、議員のうちから議長が指名する。</u></p> <p><u>5 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。ただし、議員の資格を失ったときはその任期を終了する。</u></p> <p><u>6 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>7 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。</u></p>	
<p><u>(会議)</u></p>	

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員(以下「被審査議員」という。)につき、第3条及び第4条の規定に違反し、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被審査議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

6 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席して又は書面による説明ができる機会を設けなければならない。

7 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して意見を述べなければならない。

8 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。

(市民の調査請求権)

第7条 市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民500分の1以上

(調査請求権)

第5条 市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民500分の1以

<p>の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</p> <p>2 <u>議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。</u></p>	<p>上の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</p> <p>2 <u>議員は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の3分の1以上の議員の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、前2項の請求を受けたときは、請求書及び添付資料の写しを10日以内に市長に送付し、調査を求めなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、議長から調査請求書及び添付資料の写しを受けたときは、速やかにかすみがうら市長等の政治倫理条例第5条に規定するかすみがうら市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に調査を求めなければならない。</u></p>
<p>(議長の調査依頼権)</p> <p>第8条 <u>議長は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。</u></p>	
<p>(審査会の調査)</p> <p>第9条 審査会は、<u>第7条第2項及び前条の規定</u>による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を<u>議長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答しなければならない。</u></p>	<p>(審査会の調査)</p> <p>第6条 審査会は、前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して10日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。</u></p>
<p>(議員の協力義務)</p>	<p>(議員の協力義務)</p>

<p>第10条 議員は、審査会から求めがあるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。</p>	<p>第7条 議員は、審査会から求めがあるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。</p>
<p>(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)</p> <p>第11条 議長は、当該議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、釈明することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)</p> <p>第8条 議員は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、議長に市民に対する説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、釈明することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(違反措置等)</p> <p>第12条 議長は、議員が審査会の調査において政治倫理基準又は遵守事項に違反しているとの報告があったときは、その旨を議会報等で公表するものとする。</p>	<p>(違反措置等)</p> <p>第9条 議長は、議員が審査会の調査において政治倫理基準又は遵守事項に違反しているとの報告があったときは、その旨を議会報等で公表するものとする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 <u>第11条</u>の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。</p>	<p>3 <u>第8条</u>の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>4 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
--	---